

## 農地転用における誓約書

次の農地については、土地改良区及び貴自治会の指示に従い、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

地名地番  
造成面積  
地目

1. この造成地から排水される雨水等は、貴地区の管理する水路等に流すこととなりますが、ご迷惑はおかけいたしません。  
なお、汚水、生活雑排水等は、公共下水道もしくは農業集落排水施設に接続し流すことにつき自治会の同意を得てあります。
2. 農道の横断、通行の利用については、地区農業者並びに地区住民の利用の障害とならないよう、十分な配慮を行います。
3. 施行に際して事前に自治会と協議し、公害の発生しないよう措置を講じます。
4. 水路上の通過等に関する工事等については、事前に地区自治会長と協議を行いその指示通りの工事を行います。
5. 今後、当該造成地に起因して農業用施設に支障を及ぼすこととなった場合は管理者の要請に応じます。
6. 今後施行される公共事業については、土地改良区及び自治会の方針に従い全面的に協力いたします。
7. その他、土地改良区及び自治会における維持管理費等の負担方法については、土地改良区及び自治会の規約に従います。

令和 年 月 日

申請者

印

福岡町土地改良区  
理事長 青木 紘 殿